



The National Association of Racing
地方競馬全国協会
競走馬生産振興事業

地方競馬全国協会
競走馬生産振興事業

軽種馬取引に係る各種契約書について
(改正民法版)

令和3年2月

公益社団法人日本軽種馬協会

はしがき

本協会では、地方競馬全国協会の補助を受け、より強い馬づくりに取り組む担い手経営のニーズに対応しうる指導者を育成し、関係機関が一体となって軽種馬経営に対する指導を強化することにより、軽種馬経営の高度化と安定を図り、もって競馬の健全な発展に資することを目的とした軽種馬経営高度化指導研修事業を実施している。

その一環として、平成17年度から軽種馬経営財務管理指導用教本作成委員会を設置し、現場のニーズを把握しながら軽種馬生産者や農協の営農指導・金融担当等の指導者を対象とした軽種馬生産経営に関する教本として、平成20年3月に「軽種馬経営戦略指導教本」—軽種馬生産の経営リスクを踏まえた経営戦略の立て方ーを取りまとめた。

さらに、平成28年3月に、この教本の「第3章 軽種馬取引に係る各種契約書」を整理し、「軽種馬取引に係る各種契約書について」を発行した。

今般、令和2年4月から改正民法が施行された。この改正民法では従前の危険負担と瑕疵担保責任について大きな変更があり、軽種馬の取引にも重要な影響を与えることとなったため、改訂することとした。

改訂にあたっては、軽種馬生産者、軽種馬市場関係者等との意見交換会を通じて、改めて整理し、使い易さを考慮して見直した。

本書の改訂にあたっては「軽種馬取引に係る各種契約書について」を執筆いただいた赤坂西法律事務所 鍋谷博敏氏に取りまとめていただき、また、多くの軽種馬生産者、市場関係者のご協力をいただいた。この場を借りて厚く御礼申し上げる。

この「軽種馬取引に係る各種契約書について（改正民法版）」が、軽種馬取引の現場で広く活用され、公正な取引を通じた軽種馬経営の安定と発展に寄与されることを願うものである。

令和3年2月

公益社団法人 日本軽種馬協会

目 次

I	軽種馬取引に係る契約書の一部改訂	1
II	軽種馬売買契約書について	2
	(「家畜市場業務規定の比較」添付)	
1	瑕疵担保責任第9条	2
2	危険負担第11条	7
3	血統登録証明書について	13
III	その他	15
1	繁殖牝馬預託契約書について	15
2	育成馬預託料について	16
3	仔分(定率型)預託契約書について	16
4	契約書の年号の表示について	16
IV	軽種馬取引に係る各種契約書の様式例	19
1	軽種馬売買契約書(危険負担売主)	21
2	軽種馬売買契約書(危険負担買主)	27
3	繁殖牝馬預託契約書	33
4	代物弁済完結の意思表示と精算書(繁殖牝馬と産駒)	37
5	仔分(定率型)預託契約書	39
6	育成馬預託契約書	43
7	代物弁済完結の意思表示と精算書(育成馬)	47
8	委任状	49
	(代理人が血統登録証明書受領の際提出するジャパン・スタッド ブック・インターナショナルの定める様式の委任状)	

I 軽種馬取引に係る契約書の一部改訂

- 1 平成20年3月、公益社団法人日本軽種馬協会が、軽種馬経営高度化指導研修事業として作成した「軽種馬経営戦略指導教本」中に、
 - ① 軽種馬売場契約書
 - ② 繁殖牝馬預託契約書
 - ③ 仔分契約書（定額型、定率型、仔分け型）
 - ④ 育成馬預託契約書を掲載し、生産者の用に供した。
 - 2 平成27年秋に上記契約書についてセリ関係者、農協の担当者および生産者の方々の意見を聴取し、同28年3月、上記契約書の改訂版を作成した。

この中で特に問題となったのは、危険負担と損害保険についてであった。

改訂版では、セリにおいて危険負担を買主としていたため、売買契約時に取引馬の所有権が移転するとし、この時に危険負担も買主に移転するとした。

買主がこの危険を補填するためには、損害保険に加入すべきではあるが、これを契約書上で義務づけることはできないとの意見が多数であったため、加入するか否かは買主の任意とした。
 - 3 令和2年4月から改正民法が施行された。
- この改正民法では従前の危険負担と瑕疵担保責任について大きな変更があり、軽種馬の取引にも重要な影響を与えることとなったため、従前の契約書を改訂する必要が生じた。今回の主要な目的は改正民法に対応するための改訂である。
- この対応に加え、使い易さを考慮して繁殖牝馬預託契約書、仔分（定率型）預託契約書および育成馬預託契約書の改訂も行った。

II 軽種馬売買契約書について

1 瑕疵担保責任第9条について

(1) 契約不適合責任とは？

庭先取引で売却、引き渡された1歳馬にさく癖（瑕疵）があることを買主が発見した。

買主はこれを理由に売買契約を解除したり、損害賠償の請求ができるか、これが売主の瑕疵担保責任の問題であった。

新法は旧法の瑕疵担保責任の条文を削除し、これに代えて契約不適合責任を規定した。

問題は、従前の瑕疵担保責任を新法の下ではどのように考えていいのかである。

(2) 旧法の規定（瑕疵担保責任）

旧法は、売買の目的物に隠れた瑕疵があり、そのために売買契約をした目的を達することができないときは、買主は契約の解除をすることができ、契約の解除をすることができないときは、損害賠償の請求のみをすることができるとしていた（570条、566条）。

(3) 新法の規定（契約不適合責任）

新法は旧法の瑕疵担保責任を定めた条文を削除し、「引き渡された目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、買主は、売主に対し、目的物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる」とした（562条1項本文）。

さらに、「買主が相当の期間を定めて履行の追完の催促をし、その期間内に履行の追完がないときは、買主は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる」とし（563条1項）、履行の追完が不能であるときは直ちに代金の減額を請求することができるとした（563条2項1号）。

これらに加え、一般の民法の規定による損害賠償の請求並びに解除権の行使を妨げないとしている（564条）。

ところで、旧法の「隠れた瑕疵」の「瑕疵」とは、目的物に通常備えるべき品質、性能を有していないことであり、この存否の判断は、契約の内容を

踏まえて、目的物が有すべき性質を確定したうえで、引き渡された目的物があるべき性質に適合しているか否かで行われていた。

そして、「隠れた」とは、買主が取引上必要な注意を払ったとしても発見できないこと（買主に過失がない）をいうとされていた。

新法では、「隠れた瑕疵」に代えて、「引き渡された目的物が…、品質…について契約の内容に適合しないもの」とし、不適合物が引き渡された場合、旧法では買主に過失があるときは瑕疵担保責任を追及できなかつたものが、新法では過失の有無にかかわらず、不適合物として売主の責任を追及することができ、買主の過失は過失相殺で処理されることとなった。

このように、旧法で瑕疵とされたものが新法では契約不適合とされているものの、その内容に実質的な差異はなく、欠陥の存否を契約の目的に即して判断していくという従前の解釈を法文として明確にしたものといえる。

(4) セリ市場の規定

次に、瑕疵担保責任についてのセリ市場の規定を説明する。

ア セレクトセール

別表「家畜市場業務規定の比較」（以下「比較表」という）のとおり、売主に取引開始前に上場馬の品質に関し悪癖、目の異常、開腹手術歴、骨折に起因する外科手術歴、および去勢の5項目の欠陥があれば、これを公表すべきことを義務づけている。

そのうえで、買主が公表されなかつた5項目記載の欠陥を発見し、当該取引終了の翌日から10日以内に獣医診断書を付した書面をもって市場開設者に届け出たときは、売買契約を解除できるとした。この解除により、買主が代金未払いのときはその支払いを免れ、支払済みのときは売買代金の返還を求めることができる。

買主は公表事項以外の瑕疵を発見したとき、または届出が前記10日以内に行われていないときは、異議を申し立てられないとしている。

イ 日高のセール

比較表記載のとおり悪癖、目の異常、去勢、全身麻酔を伴う外科手術歴、およびその他開設者が必要と認める事項の5項目を公表事項とし、公表されなかつた事項を発見した場合に売買契約の解除ができるとしている。

日高のセールでは、これに加えて関節部の骨片、関節面の軟骨下骨囊胞、喉頭片麻痺、および頸椎狭窄による腰萎の4項目の瑕疵を追加している。

権利行使期間は、5項目に関しては当該市場終了日（セレクトセールでは当該取引日としているので、せりが複数日開催されたときには、両セールでは10日間の開始日に差異が生じる）の翌日から10日以内、4項目についてはせり落とした日の翌日から3日以内となっている。

(5) 軽種馬売買契約書9条

軽種馬売買契約書は、下記のとおり、せり市場の規定とほぼ同一の内容であった。

1項 「甲は、本売買契約の際、当該馬に関し発見できなかつた下記瑕疵があることを本売買契約締結日の翌日から10日以内に発見し、これを乙に書面で通知したときは、本売買契約を解除することができる。」

記

- (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い)
- (2) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明
- (3) 去勢
- (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴】

2項 「前項以外の瑕疵および上記期間後に書面で通知された瑕疵については、本売買契約の解除原因とすることはできず、乙は甲に対し、何らの責任も負わない。」

これを改正民法に対応して、アからウ記載の検討に基づき現条項を改訂する。

ア 旧法の「隠れた瑕疵」の削除に伴う改訂

まず、「隠れた」が削除されたことから、第1項1行目「本売買契約の際」、「発見できなかつた」との文言を削除することにした。

次に「瑕疵」が削除されたことから、「瑕疵」に代えて「契約不適合事由」を使用することにした。

イ 契約不適合事由(1)から(4)について

この事由はセレクトセールの瑕疵と同一であるが、これを相当として維

持するものとする。

ウ 第2項の改訂

(ア) 改正民法では、契約不適合事由に関しては、買主の救済として契約の解除、追完請求権、代金減額請求権、損害賠償請求権が認められている。

限定された契約不適合事由のうち、例えば目の異常で治療可能なものであれば、契約の解除を選択せずに治療を求める修補請求をされる余地がある。

聴取した紛争例の中に、引渡時までにボーンシストが発症し、この治療（追完）を求められた事例があり、この虞れが現実化していた。

また、悪癖に関しても、同じく契約の解除を選択せずに代金の減額請求される余地がある。

(イ) 第9条1項で契約不適合事由を限定しているものの、2項では「乙は甲に対し、何らの責任も負わない」として、責任の内容を明示していない。これを明らかにするため第2項を「乙は甲に対し、追完、代金減額および損害賠償など一切の責任も負わない」と改訂する。

これにより、買主の救済としては契約の解除しかできず、支払済みの売買代金がある場合に、その返還だけになる（せりのように売買代金を支払っていない場合には、買主は契約の解除によって代金支払義務を免れる）。

(ウ) 改訂条項

以上の検討から現条項を次のように改訂する。

1項 「甲は、当該馬に関し、下記契約不適合事由があることを本売買契約締結日の翌日から10日以内に発見し、これを乙に書面で通知したときは、本売買契約を解除することができる。

記

- (1) 悪癖(さく癖、旋回癖、ゆう癖、身喰い)
- (2) 目の異常（白内障、黒内障、緑内障）、月盲、一眼以上の失明
- (3) 去勢
- (4) 全身麻酔を伴う外科手術歴」

2項 「前項以外の契約不適合事由および上記期間後に書面で通知され

た上記契約不適合事由については、本売買契約の解除原因とすることはできず、乙は甲に対し、追完、代金減額および損害賠償など一切の責任も負わない。」

(6) 契約不適合事由の限定と権利行使期間の短縮化について

軽種馬売買契約書は契約不適合事由を限定し、これ以外の契約不適合事由については、契約解除もその他請求も前述のとおり認めないとしている。

以下述べる理由で、軽種馬取引と売買対象馬の特殊性からみて、軽種馬売買契約中で契約不適合事由を限定し、権利行使の期間を 10 日間とすることは妥当といえる。

軽種馬の売買では、対象馬の情報として、血統、前記契約不適合事由が開示され（せりではこの情報の開示が義務づけられていることから、庭先取引でもこの情報の開示が求められる）、立姿と常歩、速歩による動態観察など、現物の確認がなされている。

売買の目的物は、将来、競走馬として使用されることが予定された素材に過ぎず、売買後の育成、馴致、騎乗という時間の経過によって変化していき、最終的には競馬に使うことで競走馬としての能力が判明する。したがって、血統、骨格、筋肉、動きなどを見ても、能力の判断は困難である。

そのため、購入にあたっては、外形観察で四肢に内向、外向などがないか、悪癖などがないか、上部気道に異常がありノド鳴りがないか、目に異常がないか、などの不適合事由の存否を確認して、購入を判断するほかない。したがって、売主が限定された不適合事由についてのみ責任を負うとする約定と、取引を早期に安定させるため権利行使期間を短縮する約定はいずれも妥当である。

(7) 担保責任軽減特約

契約書の条項は不適合事由を限定し、この事由があつた場合だけ、買主は契約の解除ができるものとし、この権利の行使期間も 10 日間に短縮している。この条項は売主が担保責任を限定的にしか負わないとする不担保特約といえるので、売主が契約書記載の不適合事由のみならず、その他の契約不適合事由を知つて告げなければ、民法に定める責任を負うことになる（572 条）。権利の行使は恶意となるので 5 年又は 10 年となる。

2 危険負担第11条について

(1) 危険負担とは？

次のような事例で説明する。

1歳馬を700万円で売却

契約日 5月1日 引渡日 7月30日

代金 200万円 500万円

当該馬が引渡前に不可抗力で死亡

このような場合に、売主は売買残代金500万円の請求ができるのか（買主が危険を負担）、それとも残代金500万円を請求できず、受領済みの200万円も返還しなければならないのか（売主が危険を負担）、これが危険負担といわれる問題である。

(2) 旧法の規定（534条1項）

旧法では軽種馬のように特定物を売買したときは、その物が売主の責に帰することができない事由で、滅失した場合には、買主がその危険を負担し、残代金500万円を支払わなければならないとしていた。

この規定については、目的物が買主の支配下にない場合にも、目的物の滅失の危険を買主が負うとするのは不当であるとの批判があり、実務では目的物が売主から買主に引き渡された以後に、危険が買主に移転するという考え方方が定着していた。

(3) 軽種馬売買契約書11条

前記のような批判があったために、現行の条項では下記のとおり売買契約時に所有権が買主に移転するとして、所有権と危険負担の移動を連動させ、所有権の移転に伴って危険も買主に移転するとしていた。

1項 「甲は、本売買契約の締結により、当該馬の所有権を取得したものとする。」

2項 「前項の当該馬の所有権移転をもって、甲は当該馬に係る危険を負担するものとする。」

(4) セリ市場の規定

次に、危険負担についてのセリ市場での規定を説明する。

ア セレクトセール

比較表のとおり、売買代金の支払いは、1歳馬については市場最終日の翌日より10日以内に全額、当歳馬については市場最終日の翌日より10日以内に売買代金の50%、翌年3月末日に残りの50%を支払うというもので、危険負担については、売買契約成立時に売主から買主に移転するとの買主負担である。

セレクトセールでは、危険負担を買主とすることについては前記のような批判があつたためか、せり市場総合保険（以下「せり保険」）にせり市場開設者が加入するという仕組みを作った。この仕組みの内容は、1歳馬については保険期間を売買契約成立日から翌年の8月1日午後4時まで、保険料を売主と買主が折半負担する、当歳馬については保険期間を売買契約成立日から翌々年の8月1日午後4時まで、保険料を売主が負担する、というものであった。

これにより、例えば、1歳馬が死亡した場合、買主がすでに売買代金を支払っているときは、後日開設者が売買代金に相当する保険金を受領してこれを買主に交付し、売買代金未払いのときは、これを売主に交付するなどの精算を行うとし、危険は売買契約成立時から買主に移転するとの約定から生じる不都合な結果を実質的に回避している。

イ 日高のセール

このセールでも、売買契約成立時をもって危険負担は買主が負うと定め、せり市場開設者は保険料を自ら負担して、「北海道市場ブリッジ保険」（以下「ブリッジ保険」）に加入する。

売買代金の支払いは市場終了日の翌日より10日以内に全額としていること、およびこの10日間を売買成立馬の引渡期日としていることから、保険期間はこの10日間と連動させ、市場終了日の翌日から10日目の午後12時までとなっている。

日高のセールでも、セレクトセール同様、前記批判に対処するため、この期間の死亡などの事故を損害保険で処理している。

(5) 新法（567条）の規定

新法では、売主が買主に目的物を引き渡した場合において、その後に目的物が当事者双方の責に帰することができない事由によって滅失したときは、買主がその危険を負担し、売買代金の支払いを拒むことができないとして、実務の考え方から引渡後に危険が売主から買主に移転するとの売主負担とした。

新法によれば、前記事例では買主は 500 万円の残代金の支払いを拒絶し、200 万円の返還を求めることになることになる。

(6) 現条項の検討

いずれの考え方立つにしても、危険を負担する者は損害補填の目的で損害保険に加入することになると思われる。そこでまず、この損害保険である育成馬保険の概要を説明する。

ア 育成馬保険概要

(ア) 基本契約

- | | |
|--|---|
| a 保険事由 | 偶然なケガ又は病気により死亡した場合と切迫屠殺 |
| b 保険価額 | 事故発生直前の価格
損害保険金は、保険金額または保険価額いずれかの低い方を限度として支払われる。 |
| c 保険期間 | 生後 1 カ月から 2 歳 4 月 30 日まで
原則は 1 年であるが、保険会社が認めた場合には短縮が可能 |
| 売主が加入する場合には、前記事例では引渡まで 3 カ月なので、保険会社の承認があれば、保険期間 3 カ月として加入する。 | |
| 買主が保険に加入する場合は、引渡後の事故にも備え期間を 1 年とすると思われる。 | |
| d 中途解約 | 保険加入から 1 カ月が経過すれば保険契約を中途で解約できるので、双方の合意で引渡期日を早めたときは、売主が保険に加入しているときには中途解約することになる。 |
| e 保険料 | 1 年間で 3.2%～3.3% |

f その他 損害保険の加入については、加入依頼、馬体審査、保険申込書の提出、保険料振込を行って保険責任開始となる。このため売買契約締結日と保険責任開始日とにズレが生じる可能性があるが、実務では加入依頼日に全ての手続を完了させることができることなので、契約当日に保険責任開始となるよう確認したうえで加入手続をとるよう注意すべきである。

(イ) オプション特約（競走能力喪失見舞金特約）

- a 保険事由 偶然な事故により特定の事由が生じ競走能力を喪失したことを J R A 所属獣医師が証明し、保険会社が認定したとき
- b 見舞金 基本契約の保険金額以内で設定
- c 保険料 1年間で 0.8%

(ウ) オプション特約（腰瘻特約）(イ)の特約とのセットのみの引き受け

- a 保険事由 保険期間中に腰瘻の発症により競走の用に供することができないとき
- b 保険金 基本契約の保険金額以内で設定
- c 保険料 1年間で 0.1% ((イ)と(ウ)で 0.8%とする保険会社もある)

イ 育成馬保険の利用状況

契約書改訂のため、5つの牧場から育成馬保険の利用状況を聴取したところ、4つの牧場では保険金額を、種付料相当額とするもの、自らの評価額とするものなど違いはあるものの、育成馬保険に加入し、売買契約を締結した産駒については売買価格が保険金額より高ければ保険金額を増額し、保険加入期間の途中で引渡したときは中途解約し、保険料の返還を受けているとの回答であった。

前回の契約書改訂時には、保険料売主負担で育成馬保険加入を義務づけるのは、売主の負担が大きすぎるとの理由で見送り、危険負担はせり市場と同様に買主とし、育成馬保険の加入については買主の任意とした。しかし、現在の利用状況が上記のようであれば、改正民法に従い原則として危

険負担を売主とし、売主に育成馬保険加入を義務づけることも可能と判断した。

□ セリ市場の規定との関係

上記のように危険負担を売主とした場合、危険負担を買主としているセリ市場規定と異なることにつき検討する。

セレクトセールでは、1歳馬については代金支払期日が市場最終日の翌日より10日以内、無償預託期間が同じく10日間としたことからみると、規定上、引渡期日は売主買主協議した日時、場所で行うとしているものの、この10日間内に引渡期日を設定すべきとしていると思われる。

危険負担を買主が負うとすれば保険料買主負担となるべきところ、セリ保険では、保険料売主買主折半負担で、保険期間は翌年の8月1日までとなっているので、危険負担買主とする規定と損害保険は連動していない。セレクトセールの1歳馬については、危険負担買主となっているのに、売主が買主に対するサービスとして保険料半額を負担していることになる。

当歳については残金が翌年3月末日払い、無償預託期間も翌年3月末日なので、危険負担買主とした場合、育成馬保険に連動させればこの期日まで保険料は買主負担、引渡後である翌年の4月1日から翌々年の8月1日までの保険料も損害保険として本来買主負担となるべきところ、保険料売主負担となっている。

このように、セレクトセールでは、売買契約成立後の事故による死亡などの損害を補填するため、開設者がセリ保険に加入しているが、保険料の負担は危険負担の約定に連動しておらず、セレクトセールで購入する買主の損害を補填する側面が強い。

日高のセールのブリッジ保険では、売買対象馬は1歳のみで、保険では保険期間が売買契約成立時から市場終了日の翌日から10日目の午後12時までとなっている。加入者は開設者で、保険料は開設者が負担することになっている。日高のセールでは売買契約成立時から危険負担買主とされているので、開設者は引渡までに死亡によって生じる買主の損害を補填するため、ブリッジ保険に加入しているといえる。

かりに改正民法に従ってセリの業務規定を危険負担を売主と変更して

も、ブリッジ保険の目的が売主の損害を補填するものと変わるものである。

このように契約書の危険負担の条項を買主負担から売主負担と変更しても、せり規定の関係で混乱は生じない。

ハ 保険料の負担について

残る問題は、危険負担を売主とし、売主に育成馬保険の加入を義務づけた場合、売主に保険料負担が生じる点である。この点に関しては前述したように育成馬保険加入が普及していることから、それ程の異論は出ないと思われる。

保険料負担を危惧する売主のため、危険負担を買主とする契約書を別途用意することで対応することにした。

育成馬保険に買主が加入し、保険料を負担する点については、引渡までの期間をできる限り短くすることで、引渡期間を超える保険期間に関しては買主が自らの負担で育成馬保険に加入すると同じ結果になるので、この点を買主に充分説明し納得してもらうことが肝要である。

二 現条項の改訂

所有権移転と連動させていた現条項につき、所有権移転に関しては代金受領時に移転するとし、別条項とする。

危険負担については、次のとおり危険負担売主、危険負担買主とする二種類の契約書を作成する。

(ア) 危険負担を売主負担とする改訂条項

- 1 「乙が第5条に従い当該馬を甲に引き渡したとき、危険は乙から甲に移転する。」
- 2 「甲が引渡期日に当該馬を引取らなかつたとき、および第7条1項の承諾を受けたときには、第5条1項の引渡期日に、危険は乙から甲に移転する。」
- 3 「乙は、売買契約締結時に当該馬につき保険受取人を乙、保険金額を売買代金とする育成馬保険に加入する。」
- 4 「当該馬の引渡しまでに保険事由が発生し、乙が保険金を受領した場合、甲からの既払金があるときはこれを直ちに返還する。」

(イ) 危険負担を買主負担とする改訂条項

- 1 「本売買契約締結により当該馬に関する危険負担は甲に移転する。」
- 2 甲は、売買契約締結時に当該馬につき保険受取人を甲、保険金額を売買代金とする育成馬保険に加入する。」
- 3 「当該馬の引渡しまでに保険事由が発生し、甲が保険金を受領したときは、甲は乙に対し、未払いの売買代金を直ちに支払う。」

3 血統登録証明書について

売買対象は、競走馬として使用する目的を有するため、血統登録が必要となる。したがって、代金決済時に当歳馬取引では後述の書類、1歳馬では血統登録証明書（交付されていない場合には血統登録申請済の証明書）の交付が必要となる。

現契約書ではこの規定がなかったため、次のような検討に基づき、新たに条項を加入することにした。

ア 血統登録証明書の交付に関する条項についての検討

(ア) 血統登録申込み

- a 公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルに対する血統登録申込みには、母馬の繁殖登録証明書と種付証明書の添付が必要となる。（規定8条1項1号）
- b 申込みは当歳の11月3日まで、ただし、やむを得ない場合は、1歳の12月31日までとなる。（規定9条1項1号）

c 審査

実馬検査、DNA型検査などによる親子関係等の審査、マイクロチップについての審査などを行う。

d 血統登録証明書の交付（規程18条1項1号）

血統登録証明書の交付を受ける者は下記の者である。（規程実施基準1項）

- ① 登録申込みをした者若しくはその承継者
- ② 公益財団法人の定める委任状を提出した者（様式は別添のとおり）

(イ) せり上場申込みの際のセレクトセールの取扱い

- a 当歳 繁殖登録証明書（写）、種付証明書（写）の提出が必要で

ある。

- b 1歳 血統登録証明書の提出、未交付の場合は血統登録申請済みの証明書の提出が必要である。

(ウ) 売買契約の際の取扱い

庭先取引の売買契約については、以上の手続からみて、血統登録証明書などの交付については、次のように考えられる。

- a 引渡時までに交付を受けている場合は、引渡時に血統登録証明書を買主に交付する。
- b 登録の申込みは行っているが引渡時までに交付を受けていないときは、買主に対し委任状を交付し売主に代って血統登録証明書の交付を受ける権限を与える。
- c 引渡時までに血統登録の申込みを行っていないときは、売主において引渡期日までに申込みを行うことを約し、委任状を買主に交付する。

イ 新たな条項

以上の検討の結果、血統登録証明書に関する新たな条項を下記のように新設する。

(血統登録証明書の交付)

第6条 「乙は、第7条に定める当該馬の引渡時に、甲に対し、当該馬の血統登録証明書を交付する。」

- 2 「乙が公益財団法人ジャパン・スタッドブック・インターナショナルに当該馬の血統登録の申込みを行っているが、~~血統登録~~証明書の交付を受けていないときは、乙は、~~血統登録~~証明書を乙に代って交付を受ける権限を与える上記法人所定の委任状を当該馬の引渡期日に甲に対し交付し、甲において~~血統登録~~証明書の交付を受けるものとする。」
- 3 「乙が当該馬の血統登録の申込みを行っていないときは、乙は、引渡期日までこの申込みを行い、引渡期日に上記申込みを行った旨の上記法人の証明書と、第2項記載の委任状を甲に対し交付する。」

III そ の 他

1 繁殖牝馬預託契約書について

ア 第8条2項の改訂

「産駒の血統登録証は乙が保管するものとする」を「産駒の血統登録証は乙が保管し、産駒の引渡時に甲に対し交付する」に変更

イ 預託料の記載の改訂

第4条第1項で基本預託料と特別料金は別表記載の掲載と定めている。この別表は請求書に転用できるよう特別料金の項目を記載している。

かのような体裁にしたのは、生産者が預託料を受け取る対価の内容を明らかにすべきとしたからであった。

これを使用してみると煩雑との指摘があったので、簡略なものに変更する。これに基づく改定案は下記のとおりである。

(預託料等)

第4条 甲は乙に対し、本件繁殖牝馬および産駒の基本預託料(消費税別途)を下記記載のとおり合意し、この基本預託料と甲負担の削蹄費、駆虫費、予防接種料、治療費、血統登録料およびその他の甲と乙が合意した特別料金につき当月分を翌月末日限り下記乙の口座に振込んで支払う。

	繁殖牝馬	当歳	1歳
基 本 預 託 料	日額 円 (出産時の 日間は 日額 円)	出産から離乳まで 日額 円 離乳後から 日額 円	1月から 月まで 日額 円 月から 日額 円

振込口座の表示

金融機関名 _____ 支店名 _____

口座No. _____ 口座名 _____

- 2 乙は甲に対し、当月分の基本預託料および特別料金の明細を記載した請求書を翌月 日までに送付する。
- 3 乙は、甲が本件繁殖牝馬および産駒の預託料の支払いを怠りその額が _____ 円に達したときは、甲に対し代物弁済完結の意思表示を行い、本件繁殖牝馬および産駒の所有権を取得することができる。
- 4 乙は、前項の代物弁済完結の意思表示により取得した本件繁殖牝馬および産駒を第三者に売却し、その代金から売却に要した費用、未払預託料およびこれに対する各支払期日の翌日から売却の日まで年5分の割合による遅延損害金を控除し、残余があればこれを速やかに甲に返還するものとする。

2 育成馬預託料について

基本預託料と特別料金に関しては繁殖牝馬預託契約と同じように改訂

	当歳	1歳	2歳
基	月から	1月から 月まで	1月から 月まで
本	日額 円	日額 円	日額 円
預		月から 月まで	月から 月まで
託		日額 円	日額 円
料		月から 月まで	月から 月まで
		日額 円	

3 仔分（定率型）預託契約書

使い易いものにするために条項を整理、簡略化した。

4 契約書の年号の表示について

契約書の年号を西暦表示に変更する。

家畜市場業務規定の比較

		セレクトセール		日高のセール
		当歳	1歳	1歳
1	事前公表事項	悪癖(さく癖、旋回癖、熊癖) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲 開腹手術歴 骨折に起因する外科手術歴 去勢		悪癖(さく癖、旋回癖、熊癖、身喰い) 目の異常(白内障、黒内障、緑内障)、月盲、一眼以上の失明 去勢 全身麻酔を伴う外科手術歴 その他、開設者が必要と認める事項(外国馬の表示を必要と認めたことがある。)
2	代金の支払時期	① 市場最終日の翌日より10日以内に50% ② 翌年の3月末日までに50%	市場最終日の翌日より10日以内に全額	市場終了の翌日より10日以内
3	引渡	代金決済後、売主、買主が協議した日時、場所でおこなう		代金決済後、売主、買主が協議した日時、場所でおこなう、この日時は市場終了日の翌日より10日以内とする。
4	引渡までの注意義務	自己のものにおけるのと同一の注意義務(注意義務の軽減)		善良な管理者の注意義務
5	無償飼育期間	市場開催の翌年の3月末日まで	市場最終日の翌日より10日以内	上記引渡まで無償
6	所有権の移転時期	残金支払時に買主に移転	売買代金と保険料支払時に買主に移転	規定なし(民法により売買契約時に買主に移転)
7	危険負担	売買成立時に買主に移転		瑕疵担保責任①、②を除き、売買契約時に買主に移転
8	瑕疵担保責任 (1) 瑕疵	事前公表事項につき、公表されなかつた事項(瑕疵)を買主が発見したとき		① 事前公表事項につき、公表されなかつた事項(瑕疵)を買主が発見したとき。 ただし、買主が引渡を受けた場合には、責任を追及できない。 ② 次の事項を発見したとき、ただし、買主が引渡を受けた場合にはできない。 ア 関節部の骨片 イ 関節面の軟骨下骨囊胞 ウ 喉頭片麻痺 エ 頸椎狭窄による腰痺
	(2) 責任の内容	買主は売買契約を解除できる。		買主は売買契約を解除できる。
	(3) 行使期間	当該取引の翌日から10日以内におこなわないと権利の行使が出来ない		①については市場終了日の翌日から10日以内 ②については市場終了日の翌日から3日以内 におこなわないと権利の行使ができない。

	(4) 行使の方法	獣医師の診断書を付して、書面で届け出で おこなう。	診断書ならびにレントゲン写真等を付した 書面で届け出でおこなう。
9	責任の判定		瑕疵担保①については、開設者または開設者 の指定する獣医師が確認、診断し、この結果 が届出内容と一致したときは解除できる。 瑕疵担保②については、届出があった日の 翌日から3日以内に、売主は届出内容につい て診断書、レントゲン写真等を開設者に提出 する。開設者は売主、買主から提出された診 断書等を北海道市場判定委員会に提出し、 この委員会が判定をおこなう。
10	瑕疵事由の限定	公表された事項及び公表義務のある事項 以外の瑕疵の場合は、異議の申出ができな い。	公表義務のある事項以外の瑕疵の場合 は、異議の申出ができない。
11	損害保険 (1) 加入者	開設者	開設者
	(2) 保険期間	売買契約成立日か ら翌々年8月1日の午 後4時まで	売買契約成立日から、市場終了日の翌日 から起算した10日目の午後12時まで
	(3) 保険金額	普通 売買代金(消費税込) 上限10億円 特約アは手術にかかる実費 特約イは保険金全額	取引価額(上限5億円)
	(4) 保険料	保険金額の5%	保険金額の2.8%
	(5) 保険料の負担	売主	売主、買主折半
	(6) 保険事由	普通 死亡(切迫と殺を含む) 特約 ア 傷害又は疾病による限定された手術 イ 競走能力喪失 特定の疾病、傷害により競走能力を 喪失又は出走資格を永久に喪失	普通 死亡(切迫と殺を含む) 競走能力喪失